

著作権規程細則

日本農業経済学会著作権規程第 4 条第 1 項の規定により、著作権規程細則を次のとおり定める。

著作権の譲渡手続き

1. 著作権譲渡書

- i. 著作権譲渡書は、和文または英文のいずれかで作成し、日本農業経済学会長あてに文書で提出する。
- ii. 著者らが異なる研究機関に所属して一枚の譲渡書に署名できない場合は、筆頭著者（あるいは責任著者）が複数葉の譲渡書を取りまとめて提出する。
- iii. 著作権譲渡書は、文書とする。

2. 投稿原稿の場合

- i. 論文、書評、その他（談話室、資料紹介、研究動向等）、全ての著者の連名による著作権譲渡書を提出する。
- ii. 提出先は、編集委員会委員長とする。
- iii. 著作権譲渡書は、編集委員会による掲載決定の後、最終原稿の提出にあわせて提出する。

3. 依頼原稿の場合

- i. 書評、その他（談話室、資料紹介、研究動向等）の依頼原稿においては、原稿とともに著作権譲渡書を編集委員会委員長に提出する。

4. 譲渡書の管理

著者から提出された著作権譲渡書は、編集委員会委員長が受け取り、事務局で保管する。

附則

1. この細則は平成 22 年 4 月 1 日より実施する。
2. この細則の変更は編集委員会が行い、理事会の承認を得て本学会誌、本学会ホームページ等に公示する。

附則

1. この細則は令和 6 年 3 月 12 日より実施する。
2. 提出先は、本学会ホームページに掲載する。